三重県企業庁建設工事検査規程

【沿革】

平成10年9月1日 三重県企業庁管理規程第11号全部改正 平成11年12月3日 三重県企業庁管理規程第19号改正 平成12年3月31日 三重県企業庁管理規程第7号改正 平成12年11月6日 三重県企業庁管理規程第10号改正 平成14年3月29日 三重県企業庁管理規程第11号改正 平成14年9月27日 三重県企業庁管理規程第18号改正 平成15年3月31日 三重県企業庁管理規程第7号改正 平成16年3月31日 三重県企業庁管理規程第13号改正 三重県企業庁管理規程第11号改正 平成17年7月8日 平成18年3月31日 三重県企業庁管理規程第2号改正 平成19年3月30日 三重県企業庁管理規程第4号改正 平成20年3月28日 三重県企業庁管理規程第10号改正 平成21年3月24日 三重県企業庁管理規程第1号改正 平成24年3月30日 三重県企業庁管理規程第14号改正 平成25年3月29日 三重県企業庁管理規程第6号改正 三重県企業庁管理規程第6号改正 平成29年3月28日 平成30年12月21日 三重県企業庁管理規程第3号改正 令和3年3月19日 三重県企業庁管理規程第5号改正

令和7年3月7日 三重県企業庁管理規定第2号改正

三重県企業庁建設工事検査規程(昭和47年三重県企業庁管理規程第9号)の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県企業庁が行う工事の検査について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)及び地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)に基づく、三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号)の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 工 事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、 調査、設計、維持及び製造をいう。
 - (2) 検査員 工事検査総括監、検査監、検査主幹、検査主査及び三重県企業庁長(以下「企業庁長」という。)が検査を命じた者をいう。
 - (3) 課 長 工事を施行する三重県企業庁組織規程(平成14年三重県企業庁管理規程第1号) 第6条第2項第1号に規定する課長をいう。
 - (4) 所 長 工事を施行する三重県企業庁組織規程第11条第1項第1号に規定する所長及び同条第 2項第1号に規定するセンター長をいう。
 - (5) 監督員 工事を監督する職員をいう。
 - (6) 受注者 三重県企業庁会計規程の規定により工事の請負又は委託の契約を締結した者をいう。 (検査)
- 第3条 工事に係る完成検査及び出来高部分検査は、全て検査員が行うものとする。
 - 2 検査員は、工事の施工途中において必要により中間検査を行うことができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、企業庁長が特に必要があると認めるときは、検査に関する事務の一部 を企業庁長が別に定める者に委託することができる。

(指示権限)

第4条 検査員は、第11条で定める検査の基準及び第15条第3項で別に定める検査要領に基づき、工事の改善を図るため、課長、所長、監督員又は受注者に対し、設計、施工技術等について指示することができる。

(受託検査)

第5条 市町その他から検査を受託した場合における当該受託に係る工事の検査については、この規程の 例により行うものとする。

(検査の執行)

第6条 検査は、工事検査総括監の命を受けて行うものとする。

(検査の判定等)

- 第7条 検査員は、検査を行う場合には、あらかじめ検査の対象となる工事の内容、契約条項、仕様書等 を熟知しておかなければならない。
 - 2 検査員は、厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をしなければならない。この場合において、 合否の判定しがたい事項については、工事検査総括監の指示を受けなければならない。

第2章 検査の通則

(検査命令等)

- 第8条 工事の検査命令は、検査命令簿(第1号様式)により行うものとする。
 - 2 工事の検査決定通知は、検査決定通知書(第1号様式の2)により、工事検査総括監から課長又は 所長に対して行うものとする。
 - 3 前項の通知を受けた課長又は所長は、監督員を通じて検査日を受注者に通知するものとする。 (検査の立会い)
- 第9条 受注者又はその代理人並びに監督員及び課長又は所長の命じた者は、検査に立ち会い、検査員の 指示に従わなければならない。

(検査の手続)

- 第10条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、完成通知書、委託業務完成報告書又は出来 高部分検査要求書(第3号様式)を企業庁長に提出し、検査を受けなければならない。
 - 2 企業庁長は、前項に規定する完成通知書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあっては14日以内に、委託契約に基づく工事にあっては10日以内に検査しなければならない。
 - 3 受注者、課長又は所長は、中間検査を受けようとする場合には、中間検査要求書(第3号様式の 2)を企業庁長に提出しなければならない。

(検査の方法等)

- 第11条 検査員の行う検査の方法及び基準は、別に定める。
 - 2 検査員は、完成検査及び出来高部分検査については、別に定める採点基準により評定しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定する検査の方法及び採点基準については、異議を申し立てることができない。

(改造等の命令)

第12条 検査員は、検査の結果、不合格の部分がある場合には、当該工事の受注者に対し、その不合格の部分について期間を定めて工事の改造、補修又は補正を手直命令書(第4号様式)又は委託業務補正命令書(第4号様式の2)により命令し、又は指示しなければならない。ただし、特殊なものについては、当該工事を課長又は所長に協議して行うものとする。

- 第13条 受注者は、前条に規定する命令を受けた場合には、その命令する期間内に手直工事又は補正工事を完成しなければならない。
 - 2 受注者は、前項の手直工事又は補正工事が完成した場合には、手直工事完了報告書(第5号様式) 又は委託業務補正完了報告書(第5号様式の2)を企業庁長に提出し、改めて検査を受けなければな らない。

(検査の復命)

- 第14条 検査員は、検査を完了した場合には、復命書(第6号様式)に検査写真帳(第7号様式)を添えて速やかに復命しなければならない。この場合において、完成検査及び出来高部分検査に係るものにあっては、別に定める工事成績調書を添えなければならない。
 - 2 検査員は、測量、調査又は設計に係る検査を完了した場合には、前項の規定にかかわらず、復命書 に別に定める設計業務等成績調書を添えて、速やかに復命しなければならない。

第3章 完成検査

(出来形検査)

- 第15条 完成検査は、契約書、仕様書、設計書及び図面(以下「契約書等」という。)に基づき工事の 出来形の適否、工事の進捗状況等を現地において検査しなければならない。この場合において直営工 事にあっては、関係帳簿等の検査をあわせて行うものとする。
 - 2 検査員は、前項の検査をする場合には、特に規格、品質、数量等を測定検査し、契約書等にその出来形が適合しているか否かを確認しなければならない。
 - 3 検査員は、測量、調査又は設計に係る検査をする場合には、前2項の規定にかかわらず、別に定め る検査要領に基づき検査しなければならない。

(書類判定)

第16条 検査員は、地中又は水中等外部に現れない工事で、その適否の判定が困難な場合には、監督員 から工事施工の状況等を聞くとともに記録、写真、資料その他の関係書類に基づいて判定するものと する。

(破壊検査等)

第17条 検査員は、必要があると認めた場合には、破壊検査又は特殊検査を行い、出来形の適否を検査 するものとする。この場合における破壊は、必要最小限に留めなければならない。

(貸与品及び支給材料の状況把握)

第18条 検査員は、検査に係る工事について、貸与品又は支給材料がある場合には、関係書類に基づき その保管、使用、返納等の状況を把握し、その適否を判定しなければならない。

第4章 出来高部分検査

(出来高部分検査)

第19条 出来高部分検査は、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、その出来高 を確認するために行うもので、完成検査の重複執行を妨げないものとする。

(出来高部分検査の方法)

第20条 出来高部分検査の方法は、完成検査の規定を準用する。

第5章 中間検査

(中間検査)

- 第21条 検査員は、必要があると認める場合又は第10条第3項の中間検査要求書の提出があった場合には、工事の施工中途において、その出来形部分について検査をすることができる。
 - 2 前項に規定する検査の方法は、完成検査の規定を準用する。

第6章 雑則

(検査のための調査等)

第22条 検査員は、工事現場に立ち入り、受注者及びその使用人又は監督員等に対し口頭若しくは書面により説明を求め、質問し、又は必要な書類を提示若しくは提出させることができる。

(補則)

第23条 その他工事の検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に提出されている報告その他の手続は、改正後の三重県企業庁建設工事検 査規程によってなされた報告その他の手続とみなす。

附 則(平成11年12月3日三重県企業庁管理規程第19号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日三重県企業庁管理規程第7号)

この管理規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年11月6日三重県企業庁管理規程第10号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日三重県企業庁管理規程第11号)

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月27日三重県企業庁管理規程第18号)

この管理規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日三重県企業庁管理規程第7号)

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日三重県企業庁管理規程第13号)

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月8日三重県企業庁管理規程第11号)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県企業庁建設工事検査規程(以下「旧管理規程」という。)の規定により提出されている要求書その他の書類は、改正後の三重県企業庁建設工事検査規程の 規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成18年3月31日三重県企業庁管理規程第2号)

この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日三重県企業庁管理規程第4号抄)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日三重県企業庁管理規程第10号)

この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日三重県企業庁管理規程第1号)

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日三重県企業庁管理規程第14号)

- 1 この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県企業庁建設工事検査規程(以下「旧管理規程」という。)の規定により提出されている要求書その他の書類は、改正後の三重県企業庁建設工事検査規程の 規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成25年3月29日三重県企業庁管理規程第6号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県企業庁建設工事検査規程(以下「旧管理規程」という。)の規定により提出されている報告書その他の書類は、改正後の三重県企業庁建設工事検査規程の 規定により提出された報告書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成29年3月28日三重県企業庁管理規程第6号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県企業庁建設工事検査規程(以下「旧管理規程」という。)の規定により提出されている報告書その他の書類は、改正後の三重県企業庁建設工事検査規程の 規定により提出された報告書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成30年12月21日三重県企業庁管理規程第3号)

- 1 この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の三重県企業庁建設工事検査規程の規定は、平成31年4月1日以後に締結された契約に基づく工事について適用し、同日前に締結された契約に基づく工事については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月19日三重県企業庁管理規程第5号)

(施行期日)

1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の三重県企業庁建設工事検査規程(次項において「旧管理規程」という。)の規定により提出されている要求書その他の書類は、この管理規程による改正後の三重県企業庁建設工事検査規程の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和7年3月7日三重県企業庁管理規程第2号) この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

検 査 命 令 簿

所 属	名			
検査要求年	月日	年	月	日
受付年月	日	年	月	日
検査命令年	月日	年	月	月

施行番号分検查種別 受付番号	工	事 番	: 号	履	行	場	所	契約金額(円)	受注者住 又は所在 氏名又は名	所地称	工 期 完成年月日 監督員受理日	監大 班職氏	督 (55年) (154) (15	検査員 (最大5名 職 名 氏 名	検査予定日	備	考	命理績	
															-				
															-				
															-				
															-			+⁄2 A /	

第 号

年 月 目

宛て

三重県企業庁工事検査総括監

検 査 決 定 通 知 書

年 月 日付けで要求のあった検査について下記のとおり決定します。

記

- 1 工事番号 年度 第 分 号
- 2 I 事 名
- 3 履 行 場 所 (自) (至)
- 4 工 期 年 月 日~ 年 月 日
- 5 監 督 員
- 6 検 査 種 別
- 7 完 成 日 年 月 日
- 検査予定日 年 月 日
- 9 検 査 員

出来高部分検査要求書

年 月 日 三重県企業庁長 宛て 住所又は所在地 受注者 氏名又は名称 及び代表者氏名 次の工事について、第 回の出来高部分検査を要求します。 1 工事番号 分 年度 第 号 2 工 事 名 (自) 3 履 行 場 所 (至) 着手 期 4 工 年 月 日 完成 年 月 日 円 5 契約金額 (うち取引に係る消費税及び 地 方 消 費 税 の 額 ※ 受理 年 月 監督員氏名 日

中間検査要求書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

課長若しくは所長又は 受注者

次の工事について、中間検査を要求します。

記

1 工 事 番 号 年度 第 分 号

2 工 事 名

3 履 行 場 所 (自)

(至)

4 受 注 者

5 工 期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

6 契 約 金 額 円

(うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額 円)

7 中間検査を受けようとする出来形部分

8 検 査 場 所

9 検査執行希望年月日 年 月 日

※ 受理 年 月 日 監督員氏名

手 直 命 令 書

様

年 月 日

検査員 職 氏名

三重県企業庁建設工事検査規程第12条の規定により、次のとおり手直しを命じます。

工事番号及び 工 事 名	年度 第	分号履行場所	(自) (至)
着手年月日完成年月日	年 月 日 年 月 日	契 約 金 額	円
検査立会人		検査年月日	年 月 日
手 直 事 項			
指示事項			
手 直 期 限	年 月 日	手 直 完 了 後 の 検 査	再検査・課長又は 所長の検査

上記の手直命令に応じます。

年 月 日

住所又は所在地 受注者 氏名又は名称 及び代表者氏名

検 査 員

宛て

委 託 業 務 補 正 命 令 書

様

年 月

目

検査員 職 氏名

三重県企業庁建設工事検査規程第12条の規定により、次のとおり補正を命じます。

業務番号 及び 業務名	年度		第 分	号	履行場所	(自)				
着手年月日完成年月日	年 年	月 月	日 日		業務委託料					円
検査立会人					検査年月日		年	月	日	
補正事項										
指示事項										
補 正 期 限	年	月	日							

上記の補正命令に応じます。

年 月 日

住所又は所在地 受注者 氏名 又 は名 称 及び代表者氏名

検 査 員

宛て

手 直 工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地 受注者 氏名又は名称 及び代表者氏名

次のとおり、手直工事が完了したから報告します。

工事番号及び 工 事 名	年度	第	分 号	履 行 場 所 (自) (至)
手 直 命 令 (指 示) 者 氏 名				手 直 期 限 年 月 日
指示年月日	年	月日		手直工事完了
手直指示事項				
措置事項				

※ 受理 年 月 日 監督員氏名

委 託 業 務 補 正 完 了 報 告 書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地 受注者 氏名又は名称 及び代表者氏名

年 日補正命令を受けた次の委託業務については、補正が完了したから報告します。 (自) 年度 分 履行場所 務 番 号 (至) 及 び 業 務 月 補 正 期 限 年 目 正 完 了 指示年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 補正事項 措置事項

※ 受理 年 月 日 監督員氏名

復 命 書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

検査員職氏名

	年	月	日実	施した検査	の結果は、	次のとお	りでした。	
エ	事	番	뭉	年度	第		分	号
工	-	事	名					
履	行	場	所	(自)				
契	約	金	額	(うち消費税額及び地方消費税額				円 円)
※ 手	直し	補正	金 額					
受	洎	Ē	者					
監		別 職名	氏 夕					
督員	一面. 目 作		八石					
立 会 人		生 機	関					
人	受	注	者					
工	着		手	年	月 ————	目		
	完	成期	限	年	月	目		
期	完		成	年	月	目		
※手直	重し補正	E命令年	月日	年	月	目		
※手直	直し補正	E完了年	月日	年	月	目		
※手 事		補 正 排 確 認	昔 置 者					
検	查	結	果	合	格		不 合	格

(注) 手直し補正検査以外の検査の場合には、※印欄に記入しないこと。

検 査 写 真 帳

 工事番号
 年度
 第
 分
 号

 工事名